

第 号 年 月 日発行

写 真

官 氏 官
職 名 職
生 氏 官
作 氏 官
月 氏 官
日 氏 官

指定種苗検査職員
の身分証明書

種法(抄)

〔指定種山の集取〕

第六十一条 農林水産大臣は、その職員で、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によつてその価額を支払わなければならない。

2 前項の場合において種苗業者の要求があつたときは、その職員は、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

〔虚偽届出等の罪〕

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 正当な理由がないのに第六十二条第一項又は第六十一条第一項の集取を拒み、妨げ、又は困難しを者
- 三 (略)

種苗法施行令(抄)

〔都道府県が処理する事務〕

第六条 (略)

2 法第六十一条及び第六十五条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、稲、大麦、はたか麦、小麥及び大豆の種苗に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、種苗の流通の適正化を図るため特に必要があるとき、農林水産大臣は自らその権限に属する事務(広域種苗業者に関するものに限る)を行うことを妨げない。

3・4 (略)

(備考) 中央点線の所から二つ折りとすること。